

令和2年4月17日

第I期 薬局実務実習受入施設 各位

一般社団法人 北海道薬剤師会
会長 竹内 伸仁
薬学実務実習委員会
担当副会長 山田 英俊

政府における『緊急事態宣言』に伴う第I期実務実習中断について

平素より、本会事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2月25日から開始されている令和2年度第I期薬学実務実習にご協力いただき重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、2月28日に鈴木知事より北海道独自の『緊急事態宣言』が発出される中、皆様のご協力のもと実務実習は継続しておりました。その様な中、4月16日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府対策本部長より『緊急事態宣言』の対象地域を全国に拡大することが決定いたしました。

政府における『緊急事態宣言』を受けまして、北海道地区調整機構としては、学生の安全確保及び感染拡大防止のために4月20日から5月6日まで、北海道内での実務実習の一時中断を決定いたしました。

つきましては、上記通知文の発出に伴い、本会としても第I期薬局実務実習を一時中断することといたします。

実務実習中断時の対応や再開に際しましては、各大学の指示に従って頂きますようお願い申し上げます。

また、北海道地区調整機構のホームページ、ホームページ内にある各大学のお知らせページや薬学実務実習支援システムの教員メッセージなどで配信される事もありますので、日々確認をして頂きます様お願い申し上げます。

なお、この情報については、令和2年4月17日時点のものであり、今後の状況を鑑み変更の可能性もあり得る旨、申し添えます。

- ・別添 令和2年4月17日付 北海道地区調整機構から発出の「政府における緊急事態宣言に伴う第I期実務実習の中断について」

以上